

### 第3章 計画の基本的な考え方

イラスト追加予定

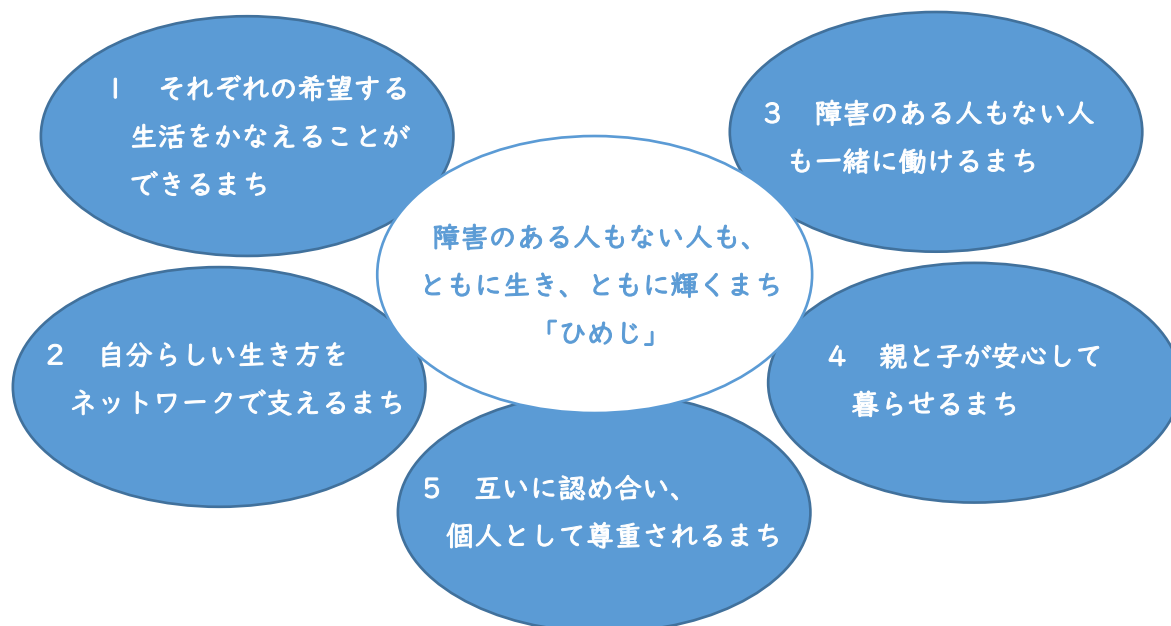
## I 基本理念

### 障害のある人もない人も、ともに生き、ともに輝くまち「ひめじ」

障害者基本法第1条において定める障害の有無にかかわらず共生社会の実現と、姫路市総合計画において目指す「ともに生き ともに輝く にぎわい交流都市 姫路」に即した理念とします。

## II 基本指針

基本理念を踏まえ、本計画の基本指針を定め、計画の方向性を示します。



### Ⅲ 重点目標

姫路市の障害福祉における課題の整理において、大きく5つに整理した課題への対応を重点目標とします。また、各重点目標について、それぞれ重点施策を設定します。

<b>1 充実した日常生活を支える体制の構築</b>
身近な地域における相談支援体制の確立、健康な生活を守るための医療、障害福祉サービス等の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。
重点① 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成
<b>2 地域で暮らし続けるための支援</b>
障害のある人が地域で安心して生活し続けられるよう、必要な生活基盤となる住環境の確保による支援の充実、安全な生活環境の整備を目指します。
重点② 地域生活を支える仕組みの構築
<b>3 就労支援体制の充実</b>
障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた、雇用・就業支援等の充実、福祉的就労の場の確保・拡大を目指します。
重点③ 一般就労への移行及び職場定着の推進
<b>4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実</b>
乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実やインクルージョンの視点を踏まえた育成支援体制の構築を目指します。
重点④ 重度障害児・医療的ケア児への対応
<b>5 権利擁護・差別解消の推進</b>
社会的障壁を除去するために、障害に対する理解、障害による差別の解消の促進、障害のある人に対する情報提供の充実、自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組み、障害者の権利擁護を推進します。
重点⑤ 障害に対する理解促進・差別解消の推進